

## シニア会員への変更の手続について

2020年4月7日  
全国事務局

2016年11月に規約第8条の改正が行われ（資料1参照）、シニア会員制度が導入されました。十分に周知されていないようですので、HPにて改めてお知らせいたします。

シニア会員への変更は、満70歳となった後の10月1日から始まる年度の会費から可能です（資料2参照）。

シニア会員への会員資格変更をご希望の方は、（1）年会費2,000円、または、（2）終身会費30,000円、のいずれかを選択し、10月1日までに満70歳になったことと併せて、事務局長または会計担当までお申し出ください（会計担当の連絡先は、会報の「会費納入のお知らせ」欄に掲載されています）。

### 《資料1》

#### 民主主義科学者協会法律部会規約第8条

会員は、民主主義科学者協会法律部会会費規程に定める会費を本会に納めなければならない。（2016年11月26日改正）

### 《資料2》

#### 民主主義科学者協会法律部会会費規程

2016年11月26日制定

会員は、以下の1、2いずれかの会費を納めなければならない。

- 1 毎年度6,500円(機関誌『法の科学』の送付を含む)
- 2 10月1日までに満70歳となった会員は、1に代えて、以下の(1)、(2)のいずれか会費選択することができる(機関誌『法の科学』の送付を含まない)。
  - (1) その10月1日から始まる年度の会費より毎年度2,000円
  - (2) その10月1日から始まる年度以降の終身会費30,000円